

墨田区高齢者火災安全システム

1 対象となる方(原則として以下のすべてにあてはまる必要があります。)

- (1) 墨田区の住民の方
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (3) 心身機能の低下により防火等の配慮が必要な方
(ガス安全システム、専用通報機、電磁調理器を希望する場合のみ)



2 内容・利用者の負担

	種目	概要	利用者負担	利用者負担、有無の基準
1	火災警報器 (給付)	室内の煙を感知し、音声で利用者 に知らせる機器を設置します。	1,000円	住民税非課税 負担なし (介護保険料所得段階1~5) 住民税課税 負担あり (介護保険料所得段階6~13)
2	自動消火装置 (給付)	火災を感知し、消火液を自動噴射 して初期消火を行う装置を設置し ます。	3,000円	
3	専用通報機 (貸与)	火災警報器(熱、煙感知器)と専 用通報機を接続し、火災発生時に は、電話回線(アナログ回線)を 利用し消防庁へ自動的に通報する とともに、警報ブザーにより近隣 にも火災を知らせる機器をお貸し します。 緊急通報システムとの併用はで きません。	10,000円	
4	ガス安全システム (給付)	ガス漏れなどを感知して、ガスを自 動遮断する機器を設置します。	4,000円	
5	電磁調理器 (給付)	炎を生じない電磁作用により、調 理器の上に乗せた鍋を暖めるもの です。(専用の鍋、やかん等はつ きません。)	2,000円	

3 申し込みの方法

- (1) 区役所または高齢者支援総合センター(地域包括支援センター)に申請書を提出して
ください。その際、申請者(利用者)の方の印鑑が必要になります。また、賃貸住宅にお住
まいの方は、あわせて承諾書の提出も必要です(電磁調理器を除く)。
- (2) 専用通報機については機器の利用を消防庁へ登録する必要上、申請書を受理してから
機器を設置するまで約1ヶ月半~2ヶ月ほどかかります。これ以外の種目については、申請
書を受理してから、業者と利用者間で工事日程を調整し、決定します。

【問合せ先】

墨田区 高齢者福祉課支援係
電話 5608-6168(直通)